

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。

○原動機付自転車及び二輪車(小型特殊自動車・バイク)

原動機付自転車及び二輪車に係る税率変更について適用開始時期が1年間延長され平成28年度から新税率を適用することになりました。

※購入や登録の時期に関わらず、全車両に平成28年度分の軽自動車税から改正後の税率が適用されます。

車両区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超から90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超から125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
軽自動車	二輪(125超ccから250cc以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円

軽自動車税が変わります

○軽自動車(三輪、四輪以上)

税制改正に伴い、軽自動車(三輪、四輪以上)の税額が一部変更となります。最初の新規検査を受けた時期により適用される税額が異なります。

※最初の新規検査の年月は、自動車検査証の『初度検査年月』の欄に記載されています。
 ※平成28年度に経年重課が適用されるのは、初度検査年が「平成14年以前」の車両です。
 ※経年重課は、電気自動車、ハイブリット車、天然ガス自動車や被けん引車は対象外です。

車両区分				税率(年額)		
				通常(1～13年目)		経年重課(14年目)
				H27.3.31以前に最初の新規検査を受けた車両	H27.4.1以後に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
軽自動車	総排気量660cc以下の三輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

○グリーン化特例(軽課)について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で一定の性能を有する軽自動車(三輪、四輪以上)に対して、その燃費性能に応じて税率を軽くするグリーン化特例(軽課)が適用されます。

車両区分				税率(年額)			
				平成27.4.1以後に 最初の新規検査を 受けた車両 (標準税率)	(ア)	(イ)	(ウ)
					税額を概ね 75%軽減	税額を概ね 50%軽減	税額を概ね 25%軽減
軽自動車	総排気量660cc以下の三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

(ア)電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

(イ)乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※グリーン化特例(軽課)は平成28年度分に限り適用となります。



エコツーリズム推進員。エコツーリズムの推進・周知拡大に奔走。川根本町エコツーリズムネットワークの事務局も務める。
愛媛県出身。
かんとう みき
神東 美希さん

エコツーリズム推進員 神東美希の

エコツアー日記

川根本町の魅力をPRする
エコツーリズムネットワーク
活動報告

問い合わせ 役場総合支所商工観光課内 かんとう みき 神東美希 ☎(58)7077

10月15日～17日の3日間、エコツアー会員4名と事務局1名の計5名で京都府南丹市美山町に行ってきました。エコツーリズム全国大会に参加するためです。美山町は「かやぶきの里」をはじめ、古き良き日本の原風景の色濃く残る山里。北山杉の産地としても知られ、昔から林業が盛んな地域でもあります。

大会には全国でエコツーリズムに取り組む猛者たちが集結。初日は埼玉県飯能市、群馬県谷川岳、三重県鳥羽市、三重県名張市などの取り組みを聞きました。これらはエコツーリズム推進法に基づいて全体構想が認定された地域です。いずれも「〇〇エコツーリズム推進協議会」という名前になっていて、観光、環境、商業、農業、林業、自治会など実にさまざまな分野の団体が構成されています。

つまりは「地域全体でエコツーリズムを推進していこう!!」と、積極的な取り組みが行われているということ。特に群馬県谷川岳の事例では、みなかみ町長自らが登壇し、エコツーリズムの重要性を訴えておられたのが印象的でした。各種団体との連携、地域への貢献啓発が、今後の私たちの課題であることを痛感しました。

2日目は実際にエコツアーを体験。ある人はかやぶき職人の技を学び、ある人は鹿狩り&解体、またある人は草木染めや里山サイクリング... 改めて「エコツーリズムって楽しい、素晴らしい!!」と思える体験ばかりでした。エコツーリズムや町づくりで生計を立てている若者の多くが「ターン(移住者)」であることにも刺激を受けました。

全国の仲間たちの存在はとても頼もしく、「自分たちに足りないものは何なのか」、「自分たちの地域の長所や利点は何なのか」など、多くの気づき・学びを得ることができました。

今回は先進地視察ということで参加しましたが近い将来、我が川根本町が全国大会を開催できるよう、オンリーワンのエコツーリズム先進地を目指します!!

参加しましたが近い将来、我が川根本町が全国大会を開催できるよう、オンリーワンのエコツーリズム先進地を目指します!!



日本一の田舎を目指す美山町の風景。それ以上に人々のおもてなしが「また訪れたい」と思わせてくれました。

川根のみきていが綴る「ブログ版」川根本町エコツアー日記もお楽しみに! <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

滞納ストップ!

滞納整理強化月間(平成27年11月～12月)

納税は、国民の3大義務のひとつ

納税は、国民の3大義務のひとつです(憲法第26条 教育の義務、第27条 勤労の義務、第30条 納税の義務)。納付していただいた税金は、道路・河川・各種公共施設の整備・維持管理、社会福祉や教育、その他各種行政サービスなどの重要な財源です。

滞納している税金を放置することは、納期限内に納税していただいた皆さんとの間の、税の負担の公平性を欠くこととなると同時に、町の財政を圧迫し、行政サービスの提供に支障をきたすこととなります。

滞納の解消に向けた町の取り組み

町では、納期限までに納められた方との公平性を保つため、また、大切な町の財源を確保するため、納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には、督促状や催告書の送付により、自主納付のお願いをしています。

また、悪質な滞納者に対しては、給与・預貯金・生命保険などの差し押さえを実施し、滞納の解消に努めていきます。納税者

の皆さんには納期限内納付のご協力をお願いします。

便利な口座振替のご利用を

町税などの口座振替は、利用者の指定した口座から自動的に振替納付ができる制度です。納付の度に役場や金融機関に出掛ける手間が省けるだけでなく、納め忘れることや、現金を持ち歩く必要がないので安心です。

口座振替を希望の方は、役場税務課、総合支所窓口又は町内金融機関にある口座振替納付依頼書に必要事項を記入し、届出印を押印の上、提出してください。

納税が困難な場合は

生活困難や事業不振など、様々な事情で納期限までに納めることのできない場合は、早めに税務課へ相談して下さい。



税務課・徴収室 ☎(56)22223